

アマチュア局におけるデジタル文字通信運用時の留意事項について

関東総合通信局三浦電波監視センターにおいて、アマチュア局のデジタル文字通信方式の監査を行ったところ、複数の不法局・違反局を確認しています。

同センターでは、今後も継続してデジタル文字通信の電波監視を行い、不法局・違反局に対しては必要に応じて適切な措置を講じていくこととしていますので、デジタル文字通信の運用にあたっては、次について留意し適正な運用に心がけて下さい。

電波法令違反の事例

1. 免許失効

デジタル文字通信に限りませんが、**必ず運用前に免許状記載の免許の有効期間を確認して下さい**。平成から令和への改元に伴う読替えの誤りにより、免許が失効しているにも関わらず運用してしまった事例も見受けられますので注意して下さい。

2. 指定外周波数使用（いわゆるオフバンド）

USB で電波発射するデジタル文字通信については、発射する電波が、**アマチュア局が動作することを許される周波数帯から逸脱していないか確認して下さい**。

【3.5MHz 帯の一例】



FT8 (USB 3kHz) の場合、3577kHz 超 (特に 3578kHz、3580kHz) での運用は注意して下さい。

3. 指定外周波数使用

10MHz 帯及び 14MHz 帯での運用にあたっては第二級アマチュア無線技士相当以上、18MHz 帯の運用にあたっては第三級アマチュア無線技士相当以上の資格と、その資格に相応した周波数等の一括表示記号が記載された無線局免許状が必要です。

(例：第四級アマチュア無線技士の資格を有し、新たに第三級アマチュア無線技士を取得した場合、無線局の変更申請を提出し免許状に記載される周波数等の一括表示記号が「4AM/4AF」から「3AM/3AF」に変更されない限り 18MHz 帯で運用することはできません。)